

# 障害児通所支援について



## ■ 障害児通所支援とは

児童福祉法に基づき、主に施設などへの通所によって、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

障害児通所給付費等の支給申請と障害児支援利用計画に基づき、障害児通所支援のサービスを受けることができます。

★対象：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人

特別児童扶養手当受給中の人

特別支援学級、特別支援学校に在籍している人

病院の発達外来等を受診し、療育が必要とされた人（医師の診断書または意見書必要）

※診断書・意見書の様式は任意です

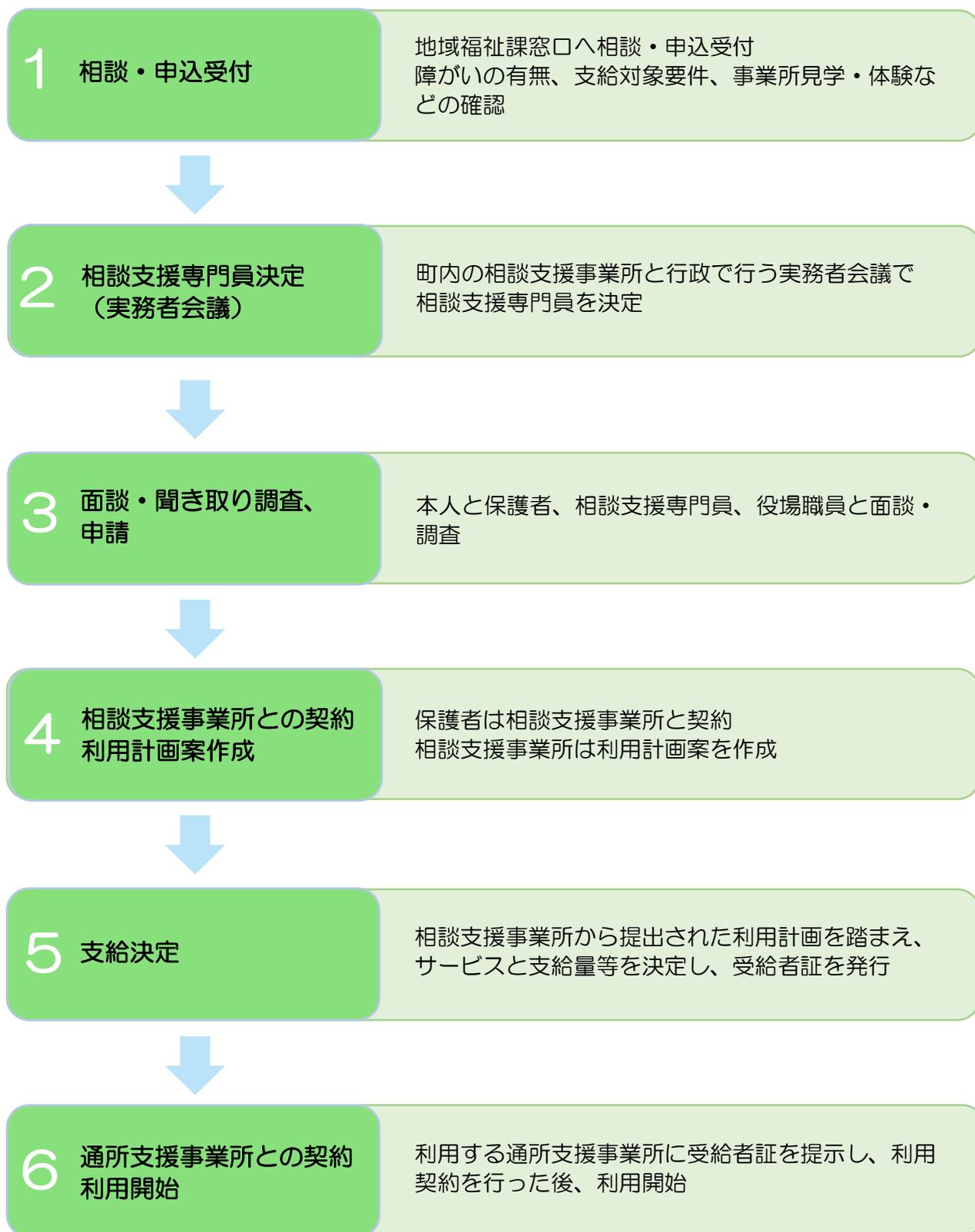
※相談・申込受付を希望される場合は、上記該当する手帳や診断書などを持参の上、地域福祉課窓口までお越しください。

## ■ 障害児通所支援の種類と対象となる子ども

サービスの種類	内容	対象
児童発達支援	日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行ったりします。	就学前の子ども
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどで外出が困難な子どもに対して、居宅を訪問して発達支援をします。	重度の障がいなどで外出が困難な子ども
医療型児童発達支援	福祉サービスとしての児童発達支援に合わせ、肢体不自由がある子どもに必要な治療を行います。	肢体不自由がある子ども
放課後等デイサービス	放課後や学校休業日に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進等の支援を行います。	就学中の子ども (原則18歳まで)
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある子どもに対して集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	保育所などに通う障がいのある子ども



## ■ サービスを利用するまでの流れ





## 7 相談支援事業所による モニタリング

相談支援事業所が一定期間ごとに、利用状況等を通所支援事業所等に訪問して確認、必要に応じて計画の見直し



## 8 更新申請

毎年、更新の申請が必要  
誕生月の前月に、地域福祉課から継続利用のための申請書を郵送

※申請してから受給者証が交付されるまで、1～2か月程度かかります。利用希望の場合は、お早めにご相談ください。

### ■ 利用者負担上限月額

利用者は、障害児通所給付費の一角を負担していただきます。

ただし、世帯の市町村民税所得割額に応じて、1か月に負担する上限額が決定され、同一月に利用したサービス量に関わらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯に属する人であって、住民基本台帳での世帯全員の所得割合計額が28万円未満の場合	4,600円
一般2	市町村民税課税世帯に属する人であって、住民基本台帳での世帯全員の所得割合計額が28万円以上の場合	37,200円

### ■ 就学前児童の発達支援無償化

令和元年10月1日から、児童発達支援等のサービス利用者負担額が無償化されています。無償化の対象となる期間は、満3歳になって初めての4月1日から小学校入学までの3年間です。

ただし、医療費や食事等の実費負担については無償化の対象外です。無償化にあたり、新たな手続きは不要です。